

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

・中野区の人口構造

中野区の人口 337,377 人は 23 区中 13 番目と中位であるが、人口密度 21,640 人/km² は豊島区に次いで高い地域となっている。年代別の人団構成をみると、生産年齢人口(15 歳～64 歳)が人口全体の 71.1%を占めている。一方で、老人人口(65 歳以上)は人口全体の 19.8%と東京都の平均と比較しても低い水準にある。

※人口及び人口密度は、東京都統計局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口／令和 6 年 1 月」より作成。(令和 6 年 1 月 1 日現在の数値)

・中野区の産業構造及び中小企業者等の実態

分類	事業所数	従業者数	分類	事業所数	従業者数
卸売業、小売業	2,384	24,653	製造業	344	3,094
宿泊業、飲食サービス業	1,525	9,721	情報通信業	492	10,833
不動産業、物品賃貸業	1,888	7,850	運輸業、郵便業	151	4,074
医療、福祉	1,207	16,477	金融業、保険業	136	5,752
生活関連サービス業、娯楽業	1,016	5,003	複合サービス事業	32	813
建設業	821	8,097	農業、林業、漁業	3	5
学術研究、専門・技術サービス業	892	9,828	電気・ガス・熱供給・水道業	11	104
サービス業(他に分類されないもの)	664	10,730	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
教育、学習支援業	396	5,940			
合計				11,962	122,974

区内民営事業所の産業分類別の構成をみると、生活利便性の高い住宅都市としての性格を反映して、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「不動産業、物品賃貸業」、「医療、福祉」で 50%以上を占めている。(令和 3 年経済センサス活動調査結果から作成)

・中小企業者等の実態

従業者規模別の区内民営事業所の構成では、94.1%が従業者数 30 人未満の中小企業等であり、特に従業者数 4 人以下の小規模事業所の割合は 62.7%で、東京都全体、特別区部に比べて高く、1 事業所当たりの従業者数は 10.3 人で比較的少ない。(令和 3 年経済センサス活動調査結果から作成)

このような状況を踏まえ、当区では中小企業者向けの助成制度や融資あつ旋や経営や創業全般に関する相談窓口を設置して区内中小企業者を支援しているところであるが、今後はより生産性の高い設備等の導入を促進することにより、区内中小企業者の人材不足への対応や生産性の向上、経営基盤及び競争力の強化につなげていくことが必要である。

（2）目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、区内中小企業者の生産性向上を図る。そのための目標として、計画期間中に計10件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当区の産業は多岐にわたり、幅広い業種が区内の経済、雇用等を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

当区では、区内全域にわたって中小企業者が存在するため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、区内全域とする。

（2）対象業種・事業

当区の産業は多岐に渡り、多様な業種が区内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において、対象とする業種・事業は全業種・全事業とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備導入計画の期間は3年間、4年間、または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端的設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・計画認定後、認定事業者に対して計画に基づく取組の進捗状況の報告や、事業成果の普及等を目的とするヒアリング等の協力を必要に応じて依頼する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。